

令和2年度岸和田市一般・特別会計歳入歳出決算審査 及び基金運用状況審査実施計画

1 監査等の種類

地方自治法第233条第2項の規定に基づく一般・特別会計決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査

2 審査の対象

令和元年度中に係る一般・特別会計の事務事業及び基金運用状況

3 審査の着眼点

《一般会計及び特別会計》

(1) 形式審査

- ① 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書等」という。）は、法令で定める様式を基準として作成されているか（法233①⑤、令166、則16、16の2）。
- ② 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の科目及び当初予算額等の計数は、歳入歳出予算及び同事項別明細書と一致しているか（法211、令144）。
- ③ 決算書等の計数は、会計管理者及び各予算管理部局の帳簿と一致しているか（令166）。
 - ア 歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、各予算管理部局保管の歳入歳出予算差引簿と一致しているか。
 - イ 財産に関する調書の計数は、会計管理者及び各予算管理部局保管の公有財産台帳等と一致しているか。
- ④ 歳入歳出決算額は、証拠書類と一致しているか。
- ⑤ 実質収支に関する調書の数値は、歳入歳出決算書及び同事項別明細書と一致しているか。また、前年度の歳入歳出差引残額は翌年度予算で繰越金等の手続が、歳入不足額は翌年度予算での繰上充用手続がなされているか（法233の2、令166の2）。
- ⑥ 翌年度繰越額は、繰越計算書の金額と一致しているか。また、その財源の計数は正確であるか（法212、213、220③、令145、146、150③）。

(2) 実質審査

- ① 予備調査（計数分析）
 - ア 総計決算と純計決算の計数比較
 - イ 会計別、款別予算執行状況
 - ウ 会計別、款別、節別決算の年度間比較
 - エ 一般会計節別予算執行状況
 - オ 一般会計節別決算の年度間比較
 - カ 一般会計財源別の年度間比較
 - キ 市税収入状況
- ② 内容審査

ア 共通的事項

- A 違法又は不当な収支はないか。また、出納閉鎖期日後の収支はないか（法231、232の3、232の4②、232の5、235の5）。
- B 年度区分及び会計区分を誤っているものはないか（法208、209、令142、143）。
- C 予算科目の誤りはないか（法216、令147）。
- D 予算外収支や収支を相殺しているもの、還付金の収入・支出区分を誤っているものはないか（法210）。
- E 会計間の独立はおかされていないか。また、収入区分及び経費の負担区分は明確かつ適正になされているか（法209）。
- F 収支の振替及び更正の手続は、適正に行われているか。
- G 前年度の収入未済額は、当年度繰越調定額と符合しているか。
- H 前年度の決算における翌年度への繰越金は、相違なく当年度の歳入に入っているか（法233の2）。
- I 各会計及び経営的性質を有する事業の収支は、均衡が保たれているか（法209、地財法4の2）。
- J 財政運営及び資金収支は、健全かつ効率的に行われているか。
- K 事務の合理化、経費の節減に努力しているか（法2⑭⑮、地財法4）。

イ 歳入

- A 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか（法231、令154①）。
- B 調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
- C 調定の時期及び手続は適正か。
- D 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。また、前年度と比べて著しい増減はないか。
- E 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
- F 収入方法、収入時期は適切か。継続的に遅れているものはないか（法231、231の2③、令154～156）。
- G 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か（法231の3、236、240、令171～171の7）。
- H 減免、分納等の理由は適正か。
- I 不当に債権を放棄しているものはないか（法96、240）。
- J 国庫支出金、府支出金、負担金、公債収入等特に歳出と関連のあるものの支出に対応する収入確保の措置は適当か（法232②、地財法9～17）。

ウ 歳出

- A 事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か（法138の2）。
- B 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。また、不用の生じた理由はなにか（法220、令150）。
- C 予備費支出又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか（法217、220②、令151）。
- D 当面必要としない物件の購入等による予算の浪費、冗費支出はないか。

E 委託料、工事請負費等の支出の時期及び額は適切か。また、検査検収は確実に行われているか（法232の4②、234の2、令167の15）。

F 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか（法232の2、221②）。

G 継続費の逡次繰越、明許繰越、事故繰越等の繰越理由及び手続は適正か（法212、213、220③、令145、146、150③）。

工 財産

A 異動増減の理由及び処理は適正か。また、現在高は正確か（法237、238）。

B 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。

C 貸付（使用許可）の理由及び条件等は適切か（法238の4、238の5、令169～169の6）。

D 不法占拠があった場合、適切な措置がとられているか。

E 基金について、当初の設置目的を達したため見直すべきものはないか。

オ その他

A 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

B 監査、検査等において指摘した事項について必要な措置がとられたか。

《基金の運用状況》

(1) 形式審査

① 基金の運用状況に関する調書の計数は、会計管理者及び各予算管理部局保管の基金台帳、整理簿等と一致しているか（法241）。

② 歳入歳出決算での繰入金等と一致しているか。

(2) 実質審査

① 運用状況からみて基金額は適切か。

② 基金は、設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。

③ 違法、不当な運用はないか。

④ 運用方法、手続は適正か。また、運用から生ずる収益及び管理に要する経費は、歳入歳出予算上適正に処理されているか。

⑤ 基金の取崩し及び積立ての手続は適正に行われているか。

⑥ 基金台帳等は適正に整備されているか。

4 審査の主な実施手続

審査の実施手続の選択については、岸和田市監査基準第16条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

(1) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」

(2) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」

(3) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」

(4) 事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異

常の有無を確かめる「分析的手続」

- (5) 事実の存否又は問題点について関係部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確認する「閲覧」

5 審査の基本的な実施方法

(1) 局内協議

事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や調査事項等について局内で協議し、確認する。

(2) 事前調査

市長から提出された決算書に基づき、各担当者が関係各課に資料等の提出を求め、着眼点に基づき調査を行う。

(3) 局内協議

書類等調査後、関係各課に対してヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。

(4) 事務局のヒアリング

提出された資料等に基づき、疑問点については、関係各課の職員に対してのヒアリングを行う。

(5) 局内協議

- ① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめる。
- ② 担当者の事前調査結果を確認し、監査委員への報告内容をまとめる。

(6) 監査委員へ復命

決算審査の事前調査の結果を監査事務局としてまとめ監査委員へ復命し、認識を共有する。

(7) 監査委員のヒアリング

監査委員が関係課から令和元年度決算についての特徴等の説明を受け、監査事務局からの報告内容についての事実確認や見解を聴取する。

(8) 監査委員の指示のもと、監査事務局で決算審査意見案を協議

(9) 監査委員で一般・特別会計・基金運用状況の審査意見書（案）等を協議し決定

(10) 審査意見書を市長に提出

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 日程

令和2年度岸和田市監査等年間計画のとおり

7 審査の担当者及び事務分担

令和2年度岸和田市監査等年間計画のとおり

8 その他審査の実施に関し必要と認める事項

必要に応じ別に定める。